

公明党土浦市議団 行政視察報告書

視察先	大阪市	水都大阪の取り組みについて		
	西宮市	視覚障がい者と健常者がペアとなってサイクリングを楽しむ取り組みについて		
	堺市	自転車のまちづくり推進条例について 自転車利用環境計画について		
	京都市	空き家対策について、空き家の活用事例について		
	大津市	LINE を活用したいじめ相談について		
視察日	H30年7月10日（火）～H30年7月12日（木）			
参加者名	荒井武	福田一夫	吉田千鶴子	平石勝司

視察先 大阪府大阪市
視察日 H30年7月10日（火）
視察目的 行政と民間が一体となり、水辺を活かしたにぎわい空間創出のための様々な取り組みについて学び、本市において参考にするため
視察内容 水都大阪の取り組みについて
説明者 水都コンソーシアム事務局 大阪市経済戦略局観光部観光課
水辺魅力担当課長 渡辺 祥代 様
水辺魅力担当係長 杉本 智洋 様
水辺魅力担当 宮崎 敦史 様

「水都大阪」をめざした主な取り組み

2001年、「水都大阪の再生」が国の都市再生プロジェクトに採択されて以来、水の回廊沿いの遊歩道や船着場の整備、橋梁や護岸等のライトアップなどのハード整備、規制緩和による河川空間でのにぎわい拠点の創出とともに、水都大阪2009や水都大阪フェス等のソフト事業を展開し、水都に相応しい水辺を活用した魅力づくりを推進してきた。

水の回廊での「水都大阪」の取り組み

都心部にロの字に流れる川（堂島川、土佐堀川、木津川、道頓堀川、東横堀川）からなる水の回廊を有するまちの特徴を活かし、府民・市民・観光客が、水辺で食、イベント、景観等を年間通じて楽しめる。また、中之島、大阪城、道頓堀など大阪を代表する観光スポットをクルーズ船で巡ることができる「水都大阪」をめざし、ハード・ソフト事業を進めてきた。

公共空間整備

道頓堀、中之島公園（親水公園）、八軒屋浜、船着場などの基盤整備

事例：八軒屋浜→船着場と川の駅 道頓堀→とんぼりリバーウォーク（賑わい空間）

民間事業の展開

川床など新たな水辺景観を活かした民間事業の創出

事例：湊町リバープレイス、北浜テラス

魅力ある景観づくり

中之島ガーデンブリッジのライトアップ、ほたるまち前護岸と玉江橋のライトアップ、国際会議場前のライトアップ、堂島大橋のライトアップ

水都大阪 推進体制

水と光のまちづくり推進会議

- 「会長」 大阪商工会議所 会頭
「副会長」 大阪府知事
「構成」 大阪市長 関西経済連合会会長 完成経済同友会代表理事
大阪観光局理事長 府立大学教授
「事務局」 大阪商工会議所



基本方針の提示

水都大阪コンソーシアム（SOC）

構成団体

経済界（大商・関経連・同友会）

行政（大阪府・大阪市）

大阪観光局・舟運団体（大阪シティクルーズ推進協議会）・学識

- 「委員長」 大阪商工会議所 常務理事
「副委員長」 大阪府 都市魅力想像局長
大阪市 経済戦略局理事
「委員」 関西経済連合会 常務理事
関西経済同友会 常任理事・事務局長
大阪観光局 常務理事
大阪シティクルーズ推進協議会 会長
学識者
「事務局」 事務局長（企業出向等）
事務局次長（大阪府次長級職員）
職員（企業出向等、行政職員）

土佐堀川沿いの整備状況を視察



中之島オープンテラス



水都大阪を楽しむイベント「水辺のまちあそび」看板



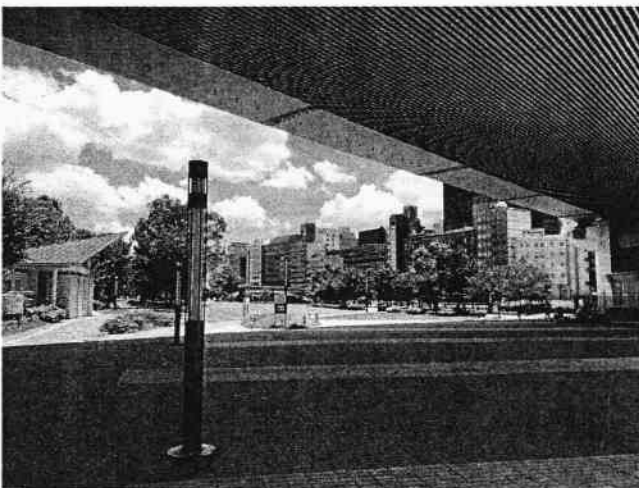
若松船着場



バラ園



北浜テラス (NPO 北浜水辺協議会)



芝生広場

イベント

○水辺のまちあそび

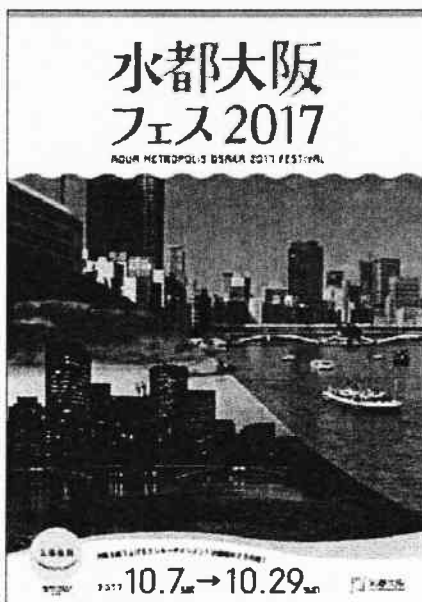
「水の回廊」・東西軸の重点エリアにある中之島公園とその周辺において、船が行き交う日常風景の定着化を意識しつつ、舟運と連動した水辺の定常的なにぎわいづくりに資する事業

実施期間：平成 29 年 8 月～12 月



○ 水都大阪フェス 2017

2009年からスタートした「水都大阪フェス」は、昨年9回目を迎え、10月7日（土）から23日間開催。中之島公園を中心に舟運をはじめ水辺・水上を楽しめるイベント。



主な質疑応答

Q イベントを行っているときは、多くの人が集まるが、普段のときはどうか。

A 毎週、ターゲットを変えて様々なイベントを行っている。

Q 水都大阪整備計画について

A にぎわいのための「水都大阪」の復活だけを目的ではなく、治水や災害などを含めて計画し整備を行った。

Q 民間事業者の公募について

A 提案をしてもらうようにしている。件数について年度によってばらつきはある。

Q 船着場について

A 公共船着場を整備して、様々な民間事業者が参画するようになった。

Q 水都大阪フェス 2017 の来場人数について

A 去年は2日間で5,000人ほど（去年は雨のため）

Q 中之島公園内のバラ園について

A 大阪市建設局で管理している。他の公園でもバラ園を整備しているところも多い。

Q インバウンドについて

A 外国人が増えている。特に道頓堀川の人気が高い。



視察先 兵庫県西宮市
視察日 H30年7月10日(火)
視察目的 タンDEM自転車を活用し、障がい者もサイクリングを楽しむ環境づくりを進めている先進事例を参考にするため。
視察内容 視覚障がい者と健常者がペアとなってサイクリングを楽しむ取り組みについて
説明者 NPO 法人兵庫県障害者タンDEMサイクリング協会
副理事長 横井昌市 様

NPO 法人兵庫県障害者タンDEMサイクリング協会の取り組みは、22年前、一人の視覚障害者の「自転車に乗りたい」という言葉がきっかけである。

「二人乗りのタンDEM自転車なら、後ろに乗れば目が不自由な人でもサイクリングができると自転車愛好家の提案で京都障害者スポーツセンターからタンDEM自転車を借りて、武庫川サイクリングロードを走ったのが始まりである。



KHS 社製 タンDEM自転車 (参考画像)

二人乗り可能なタンDEM自転車とは、前方はハンドルとブレーキの制御機能があり、座席とペダルが縦列に設置されていて、後方にはハンドルとペダルが付いている。前に健常者、後ろに障がい者が乗り、障がいを持つ方も安全にサイクリングを楽しめるのが特徴である。パラリンピック種目にも指定されており、2020年の東京五輪・パラリンピックに向け注目が高まっている。

そのとき参加した視覚障がい者は、風を切る感覚と感動を再び味わえたと喜びを語っている。翌年二回目のタンデムサイクリング大会が開催されて以来、毎年イベントが開催されてきた。

同協会のタンデム自転車普及活動は広く知れ渡るようになり、行政への働きかけもあって、平成21年、全国にさきがけて2人乗りのタンデム自転車の一般公道の走行解禁になった。そして、平成22年、特定非営利法人兵庫県障害者タンデムサイクリング協会というNPOになった。今までに、笹川スポーツ財団、木口兵庫地域振興財団、車両競技公益資金記念財団、兵庫県障害者スポーツ協会などの団体から大会運営経費やタンデム自転車購入など資金面での援助を受け、兵庫県トライアスロン協会には前を漕ぐパイロット役などの支援を受けている。

イベントは、昨年で20回目を迎えた。多いときで参加者はボランティアを含め200人を超えることもあったが、最近では約100人の規模となっている。今年も10月末に開催される予定である。視覚障がい以外の障がい者にも同じ感動を味わってもらおうと普及活動に努めている。



タンデム自転車の試乗



主な質疑応答

Q タンデム自転車の安全面についてはどうか。

A 初めて乗る人には乗り方について、レクチャーをしている。タンデム自転車の特徴として、前後のペダルがチェーンでつながっているため一緒に動く、後ろの人がペダルを漕ぐ力を抜くと前の人が重くなるなど、スムーズに利用できるように説明をし、初めての人でも簡単に、安全に乗ることが可能である。

Q タンデム自転車と普通の自転車との違いについて

A 駐輪場に止めるときなど、駐輪場の一番端に止めるようにしている。また、道路交通法では、軽車両のため歩道を走ることはできない。折りたたむことができる車種もある。

Q 視覚障がい者以外の障がい者の利用について

A 視覚障がい者以外にも自閉症や発達障害の人にも有効である。実際に体験した人は、自転車に乗り風をきる感覚に感動し、笑顔で喜んでいる。

Q 障がい者以外の方の利用方法についてはどうか

A 高齢者の方などの外出時。例えば、車椅子では抵抗があるが、タンデム自転車の後部座席であれば、座ってペダルを漕いでいるだけである。また、婚活での活用も考えられる。男女が前と後ろでペダルを漕ぐことで会話もできる。

Q 重量について

A 約20キロ前後。通常のママチャリと同じくらいである。

Q 車種について

A ヨーロッパでは、電動アシスト付きタンデム自転車も増えている。今後日本において、メーカーも電動アシスト付きタンデム自転車が増えてくるのではないかと。

Q 本市において普及についてはどうか

A タンデム自転車も車椅子に準ずるようにはどうか。購入補助なども検討してはどうか。

視察先 大阪府堺市
視察日 H30年7月11日(水)
視察目的 自転車にかかる条例の「利用促進」「通行環境」を定め、自転車をまちづくりに活用することを条例に定めた先進事例を学び、今後本市において参考にするため
視察内容 自転車まちづくり推進条例・自転車利用環境計画について
説明者 堺市 建設局自転車まちづくり部 自転車企画推進課長 竹内 秀和 様
自転車環境整備課長補佐 福田 次郎 様
堺市 議会事務局 副理事兼総務課長 木下 雅博 様

1. 堺市の自転車まちづくりの取り組みについて

H13年9月 「堺市自転車環境共生まちづくり基金条例」制定
H14年12月 「堺自転車環境共生まちづくり企画運営委員会」設立
H22年4月 「自転車まちづくり推進室」創設
H25年6月 「堺市自転車利用環境計画」策定
H26年6月 「堺市自転車まちづくり推進条例」制定
H27年4月 「自転車まちづくり部」組織改正

建設局	自転車まちづくり部	36名(部長1名+3課)
	○自転車企画推進課	14名
	○自転車環境整備課	8名
	○自転車対策事務所	13名

2. 堺市自転車利用計画について

堺市の地域資源(自転車産業、自転車博物館サイクルセンター、ツアー・オブ・ジャパンの開催地)および自転車のメリット(短距離移動・経済面の優位性、健康面の効果)を活かした、自転車を活用したまちづくりを推進していくために策定。

基本理念

市民が自転車を大切に扱い、市民・事業者及び行政が協働して、交通ルールの遵守・マナーの向上を図るとともに、安全で安心して、そして楽しく利用することができる自転車のまちづくりを進めます。

3つの目標〈10年後〉計画期間 平成25年度～平成34年度

- ・ 自転車の利用を促進…自転車の利用割合を24%から30%まで増加
- ・ 自転車に関与する事故を減少…自転車関連事故件数1582件から20%削減
- ・ 自転車利用に関する市民満足度を向上…市民満足度を50%以上

4つの柱

つかう 利用促進	まもる 安全利用	とめる 駐輪環境	はしる 通行環境
-------------	-------------	-------------	-------------

①つかう（利用促進）

自転車を環境にやさしく、健康に良い乗り物として利用を促進

②まもる（安全利用）

自転車の交通ルールの順守とマナーの向上と、安全なまちづくりを市民や事業者と協働して推進

③とめる（駐輪環境）

自転車の利用を促進するための駐輪環境のあり方の検討と放置自転車の削減

④はしる（通行環境）

安全に通行できる自転車通行環境（自転車道や自転車レーン）を形成

3. 堺市自転車まちづくり推進条例について（平成26年10月1日施行）

①条例制定の目的

本市と歴史的にゆかりが深く、環境や健康、災害時の移動手段など多くの利点を持つ自転車を活用するとともに、自転車の安全利用を進めて、安全・安心して、快適に楽しく自転車を利用することができるまちづくりを市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくために条例を制定する。

②条例の構成

○前文

○第1章 総則（第1条～第5条）

○第2章 自転車の安全利用

第1節 自転車利用者の遵守事項（第6条～第11条）

第2節 自転車の安全利用に関する教育等（第12条～第14条）

○第3章 自転車のまちづくりに関する基本的施策（第15条～第22条）

○第4章 雑則（第23条）

③条例制定の背景

- ・ 自転車利用のメリットへの注目が高まり、自転車利用が増加
- ・ 自転車関連事故の削減
- ・ 自転車関連の犯罪の防止
- ・ 「自転車のまち堺」として自転車のまちづくりを推進

④条例の特色

○ヘルメット着用の努力義務（第6条第2号）

自転車での死亡事故の約8割は、頭部の損傷によるものであることから、頭部を保護することで、自転車乗車中の死亡事故をなくしていく。対象はすべての自転車利用者、年齢制限なし。

○自転車の点検整備の促進及び保険加入義務（第7条、第8条）

- ・ 整備不良による事故の発生
- ・ 自転車事故における損害賠償の高額化（H25年判例 賠償額9,500万円）
- ・ 日常点検や小売店による整備の普及促進
- ・ 自転車損害賠償保険加入の義務化（H28年7月大阪府条例で義務化されたため）

○ひたたくり防止カバーの活用・施錠の徹底（第19条）

○事業所に自転車利用推進委員を設置（第18条）

自転車利用推進委員の役割は、事業所内において、自転車の安全利用と利用促進、講習会等の啓発活動の実施。

平成29年度までの実績 自転車利用推進委員106名 事業所89事業所

自転車ヘルメット購入補助事業の取り組み

対象者は、堺自転車安全利用講習会を受講した市内在住の①小学生及びその保護者、②65歳以上の高齢者。期間はH27～30年度の4年間。ヘルメット購入費用の半額補助（上限2000円）。

堺市自転車のまちづくり推進条例の効果検証

自転車ヘルメット着用率の推移

H26年9月 1.46% → H29年10月 5.02% (徐々に増えているが、まだ低い)

自転車損害賠償保険等への加入率

H27年1月 38.9% → H29年9月 68.3% (順調に増加し、約7割が加入)

4. 市民協働の取り組みについて

「堺市自転車環境共生まちづくり企画運営委員会」

目的は、自転車を活用し、市民と行政が一体となったまちづくりを進める組織
役割は、自転車まちづくり事業の企画運営、条例・計画の進捗などをチェック
メンバー構成は学識経験者、市民委員、自転車産業界など

「堺市自転車のまちづくり・市民の会」

自転車のルールやマナー啓発や利用促進を行う

主に、①さかい自転車デー、②堺自転車地図の作成、③SAKAI 散走やサイクリングイベント等の企画・実施、④自転車の楽校の開催

5. コミュニティサイクル事業について

- ・ 駅前集約型コミュニティサイクル (都市型サイクル)
- ・ 利用 IC カードと自転車タグによるオンライン自転車管理システム
- ・ 駅前サイクルポートの利用時間は6時～1時。まちなかサイクルポートは24時間利用可能。利用料は、1ヶ月2,000円 (定期)。1日利用300円。
- ・ 共用自転車770台 (堺製の自転車720台、電動アシスト自転車50台)。



堺市の自転車通行環境整備について

堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km

自転車ネットワークのうち、自転車利用者が多いエリア、自転車事故が多い箇所、来訪者が多い地域から優先的に整備を進める路線を抽出。

平成30年3月末時点 41.4km 整備済み

自転車専用レーン



ピクト表示



自転車専用レーン整備効果として

- ① 駐車車両が減少し、自転車の通行空間を確保（カラー化することで駐車が減る）
- ② 歩道を通行する自転車が減少（専用レーン通行車両が30%→53%）
- ③ 逆走する自転車が減少（10%→2%に減少）

整備後、アンケート調査を行い、自転車利用者、歩行者、自動車運転手が3者とも、肯定的意見の割合が多い。

整備後の普及啓発として、自治会、市民の会、学校、警察、区役所と連携し、自転車安全利用キャンペーンなどを行っている。

広域連携の取り組み

○泉州サイクルルート

- ・和歌山県、奈良県、淡路島など広域に連携し接続
- ・閑空の活用（情報拠点等）

大和川サイクルライン、南河内サイクルラインなどと結ぶ広域サイクルルートを計画

主な質疑応答

Q 自転車をまちづくりに活用していく事例は全国でもめずらしいが、条例制定に至った経緯について

A もともとは議会でも自転車の安全利用に関する条例を議論していたが、進めていくなかで、どういうまちづくりを行っていくのかというビジョンを明確にしているために堺市ならではの特色を生かしていく条例を制定してはどうかということから、自転車まちづくり推進条例という形になった。

Q 市民の反応はどうだったか

A 総論は賛成であったが、ヘルメット着用については一部反対の声もあったが、事故における頭部損傷を防いでいくために必要であること、保険加入については、大阪府で義務化されたことから進んでいった。

Q 自転車保険の主体について

A 堺市では、市での共済保険は作っていないので、民間の保険に加入してもらっている。車の任意保険の特約や携帯電話会社などの保険など。家族の保険加入を含めて、今どのような保険に入っているのかを確認してもらっている。

Q ヘルメット購入補助について

A 事故が起きやすい高齢者が対象になっているため、中学生は対象になっていない。

Q 堺市自転車環境共生まちづくり基金条例の制定について

A シマノが80周年記念事業の一環として、2億円を堺市に寄付を行い、自転車のまちづくりを行ってほしいと要望したのが、きっかけである。

Q 堺市から事業所に利用促進を進めてもらうように働きかけているのか

A 広報でも募集しているが、応募はないので、直接企業に働きかけている。

Q 市民協働の取り組みについて

A ボランティア組織である「市民の会」が中心になり、さかい自転車デー、自転車地図の作成、サイクリングイベントなどを行っている。

Q 自転車専用レーンを整備して逆走、違法駐車などはどうか

A 自転車の逆走や違法駐車などは減り、目に見えて効果がある。

視察先 京都府京都市
視察日 H30年7月11日(水)
視察目的 老朽化した空き家対策として「空き家活用・流通支援等補助金」など補助制度を導入し、全国から注目を集めている京都市の先進事例を学び、本市における空き家対策の参考にするため。
視察内容 空き家対策について、空き家活用の事例について
説明者 京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室
空き家対策課長 矢田部 衛 様

京都市の空き家の状況

1. 京都市の空き家率は14.0%であり、全国平均13.5%を上回る。特徴として、他都市に比べ、賃貸や売却の予定がなく活用意向のない空き家が多い。
2. 市内に約40,000軒ある京町家のうち、約5,800軒が空き家である。また、細街路が多いところでは、再建築が困難等の理由から、空き家率が高い。

京都市の空き家の活用、適正管理等に関する条例

経緯

- ・ 空き家が管理されずに放置されると、防災、防犯、衛生等、多岐に渡る問題が発生。また、空き家の増加は、まちの活力の低下につながり、まちづくりを進める上で大きな課題。
- ・ 今後も空き家が増加することが予想されるなか、より一層の対策の推進が必要。
- ・ そのため、適正管理だけでなく、『空き家の発生の予防』『空き家の活用』『跡地の活用』を総合的に推進する「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を平成25年12月に制定し、平成26年4月に施行

基本理念

- ・ 建築物は、京都のまちを構成する重要な要素として、安心安全な生活環境や良好な景観等の公共的な価値を実現するという役割を担うことに鑑み、建築物の利用や管理が図られること。
- ・ 空き家は、地域コミュニティの有用な資源として、積極的な活用が図られること。
- ・ 空き家の活用等は、既存建築物の保全、活用及び流通を促進するという観点から推進する。
- ・ 空き家の発生の予防・活用等は地域のコミュニティの活性化を図るという観点から取り組む。

京都市の現在の取り組み

①意識啓発・空き家化の予防

空き家についての意識を広く市民の間で醸成するため、各種施策のチラシ、新聞への空き家特集記事、固定資産税納税通知に併せた啓発文書など様々な機会を通じて意識啓発。



おしかけ講座（空き家化の予防）

「空き家化の予防」をテーマとした説明会「おしかけ講座」の開催。

地域の高齢者の集まり等に司法書士等の専門家と職員が伺い、相続登記や遺言・家族信託など「空き家化の予防」をテーマとした説明会や相談会を開催。無料。

17回開催（平成30年7月現在）

○初級編（20分）と「中級編」（1時間）

○テーマ例

- ・ 空き家ってなぜ増えるの？
- ・ 書かないと困る！？エンディングノートと遺言書
- ・ 相続登記しないとどんな問題が起こるの？

人口減少社会の中、空き家が年々増加し、地域コミュニティの活力を低下させる一因となっています。住まいを空き家にしていない引継ぎ方について、相続や遺言書といった観点から考えてみませんか？

無料

空き家発生予防のおしかけ講座

おしかけ講座って？
地域の皆さんの集まりに、司法書士などの専門家と京都市職員がお伺いし、空き家の発生予防につながる相続等に関するミニ講座を開催します。

■ 講座内容
以下のような空き家化の予防につながるお話をさせていただきます。
(テーマ例)
・ 空き家ってなぜ増えるの？
・ 書かないと困る！？エンディングノートと遺言書
・ 相続登記しないとどんな問題が起こるの？
※御要望にもお答えできますので、申込時にお伝えください。

■ コース
以下の2種類のコースから選択いただけます。
●【初級編】20分コース ●【中級編】1時間コース
※上記コース以外も対応可能です。

■ 申込期間
平成30年4月2日（月）から

■ 費用
無料

■ 開催日時
開催日時は、御希望日をもとに決定します。専門家との日程調整ができ次第、開催可否の御連絡をします。

■ 申込方法
「まち再生・創造推進室」（下部参照）にお電話ください。

京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室
(空き家対策担当)

電話番号 075-222-3503
所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
(市役所北庁舎5階)

お問い合わせ先：まち再生・創造推進室
〒600-8501 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市 GOALS 持続可能なまちづくりを推進しています。

②活用・流通の促進

総合的なコンサルティング体制の整備

地域の空き家相談員（H29年度末現在 259名）

空き家所有者や地域の方が、空き家に関して気軽に相談できる体制を整備するため、研修を受けた地域に身近な「まちの不動産屋さん」を京都市地域の空き家相談員として登録し、賃貸や売却、活用等などの無料相談に応じている。

空き家活用促進のしくみ

「地域連携型空き家対策促進事業」は、民間・自治体が連携して地域の空き家や空き店舗の活用を促進することを目的として実施しています。

事業名	目的・効果	実施内容
地域連携型空き家対策促進事業	地域の空き家や空き店舗の活用を促進し、地域活性化を図ります。	・空き家や空き店舗の調査・調査結果の公表 ・空き家や空き店舗の活用に関するセミナーの開催 ・空き家や空き店舗の活用に関する相談窓口の設置
地域連携型空き家相談員	地域の空き家や空き店舗に関する相談に応じ、活用を促進します。	・空き家や空き店舗の調査・調査結果の公表 ・空き家や空き店舗の活用に関するセミナーの開催 ・空き家や空き店舗の活用に関する相談窓口の設置

※詳細は「空き家活用促進のしくみ」をご覧ください。

地域の空き家相談員の御案内

空き家所有者の
お悩みには、
地域の空き家
相談員が
お答えします！

地域の空き家相談員とは、
空き家に関する相談に応じ、活用を促進する役割を担っています。
地域に身近な「まちの不動産屋さん」が相談員として活躍しています。
※無料相談を実施しています。お問い合わせください。

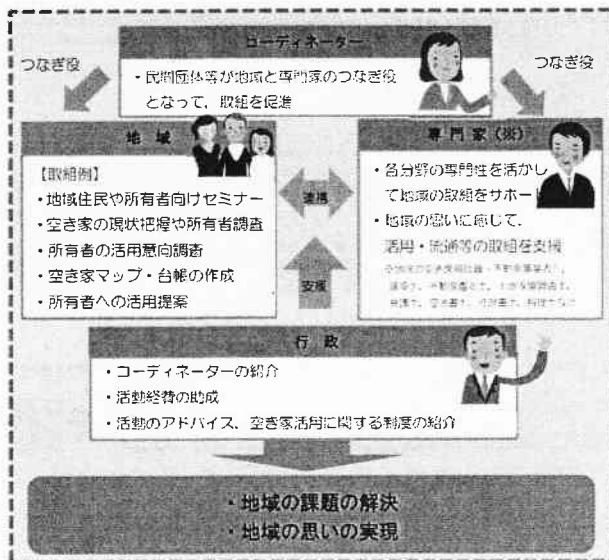
詳しくは、**京都市** 庶務課 庶務係 庶務係長 へお問い合わせください。

地域連携型空き家対策促進事業

地域の自治体等がコーディネーターや専門家と連携して行う空き家の解消に向けた取り組みを京都市が専門家の派遣や活動経費を助成し支援している。

○助成金額 年間最大50万円 ○助成期間4年間

平成29年度末で 46団体・55事業が取り組んでいる



空き家の活用・流通支援等補助金

○活用・流通促進タイプ

市場に流通していない空き家を対象に、所有者の活用意向を後押しし、流通・活用を促すため、修繕・模様替えや家財の撤去等の費用を一部補助

- ・ 支援対象：1年以上居住者がなく、売却・賃貸用ではない戸建・長屋建て住宅
- ・ 支援内容：工事費用の1/2かつ上限30万円（京町屋は上限60万円）

○特定目的活用支援タイプ

留学生や若手芸術家等の居住・制作の場、京都版トキワ荘事業、京町屋のゲストハウス等、空き家を京都市の政策目的に沿った特定の用途で活用する場合、改修費用の一部を補助

- ・ 支援対象：居住者がなく、売却用又は賃貸用でない戸建・長屋建て住宅・店舗
- ・ 支援内容：工事費用の2/3かつ上限60万円（京町屋は上限90万円）

※ 活用事例は、京町屋のゲストハウス、ギャラリー兼ゲストハウス、障がいのある方の就労継続支援施設、事業用ショールームなど。特にゲストハウスが多い。

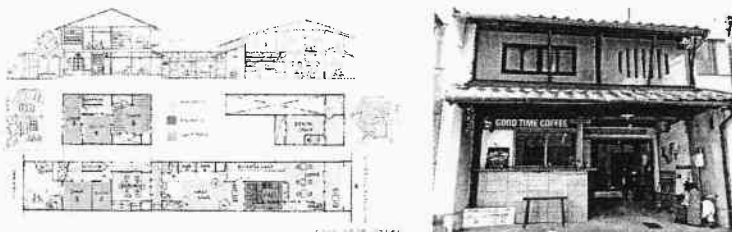
○空き家活用モデルプロジェクト

空き家をまちづくりの資源と捉えた新しい活用の提案を募集。
選ばれたモデルプロジェクトには、改修工事費に対し、最大500万円を助成。

実績：平成26年度4件
平成27年度3件
平成28年度2件



糸でつながる33mのマーケット「itonowa」（平成26年度採択分）



背中合わせの2軒の空き家を中庭で繋げ、通りぬけられるマーケットとして再生し、まちの賑わいを創出。

他、本町エスコーラ、晒屋町地蔵盆の活性化と路地文化再生

曼荼羅園町に所在する町屋を活かした地域の触れあいづくりプロジェクト

平成27年度採択分 京北さとまち交流カフェ「恋咲楽」プロジェクト

宇津銀座プロジェクト、春日学区住民交流施設整備事業

平成28年度採択分 京北くろだ里の駅プロジェクト、わらしべの家プロジェクト

管理不全空き家対策

市民からの通報等により把握している空き家2,146件について、調査・指導を実施



要対応案件1,722件のうち、750件は解決済み（解決率43.6%）

平成27年4月、平成29年1月、代執行により管理不全空き家の解体・撤去を実施

密集市街地・細街路対策との連携

密集市街地での跡地を地域防災性向上に役立てるため、平成26年6月から実施

- ① 老朽化木造建築物の除却（工事費の2/3かつ最大60万円助成）
- ② まちなかコモンズ整備事業（建物除却費最大100万円かつ工事費の9/10・ひろばの整備費最大200万円）

避難地の確保など地域の防災上有効な「ひろば」として、土地を提供する場合（定期借地）に建物の除却費、ひろばの整備費を助成（固定資産税 非課税）

まとめ

京都市での空き家条例が制定され、早4年が経過したが、条例の周知により、市民からの通報は増えたが、市民にとって空き家対策が進んだという実感はあまり変わらないのが現実である。肯定意見15.7%、否定意見38.1%（平成29年市民実感調査結果）。目に見えて効果が現れにくいため、実効性のある取り組みへとさらなる進化が必要である。今後における課題解決の方向性として、空き家対策を他人事ではなく身近に感じてもらい、他施策と融合し間口を広げ、行政だけではなくノウハウのある専門家の協力、積極的な情報発信の充実が必要である。

主な質疑応答

Q おしかけ講座はどのくらい開催しているのか

A 昨年、1年間で17回開催している。最近では学区別に高齢者を集めて、食事をして、様々な講座を行うなかのひとつとして開催している。

Q 空き家相談員の相談件数について

A 相談件数については、相談員によってまちまちである。全体として、昨年1,285件。流通件数1,100件、そのうち成約件数は289件。

Q 空き家相談員の人選について

A 一般公募を行い、手をあげていただいた不動産事業者、宅建士などの専門家。しかし、人数が減少しているため、表彰制度などを検討している。

Q 自治会の活動について

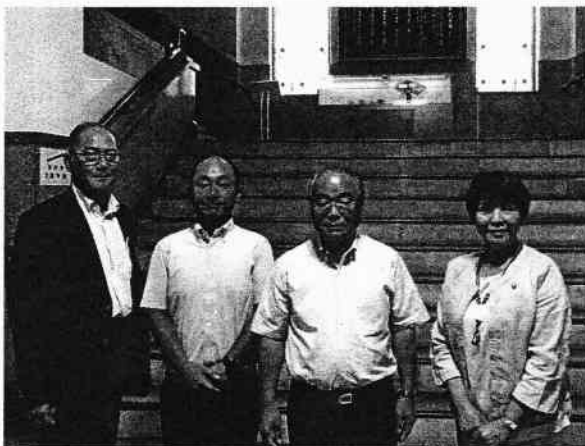
A 街中では活動はしているが、高齢化など様々な理由で難しい地域もある。

Q 市街地で空き家が増加する理由について

A 車を所有するにも路地が狭い、畳の家が多いためフローリングがいいとかの理由で子ども世代は郊外へ出てしまうなど市街地に空き家が増加する理由である。

Q 空き家活用モデルプロジェクトについて

A すべて500万円満額で補助している。実際の改修にはそれ以上の費用がかかっている。採択は終わりだが、今後は集客などでのバックアップをしていく。



視察先	滋賀県大津市		
視察日	H30年7月12日(木)		
視察目的	全国の自治体で初の試みとしてLINEを活用したいじめ相談窓口を開設した取り組み内容について視察させていただき、今後本市においても参考に するため。		
視察内容	LINEを活用したいじめ相談について		
説明者	大津市 市民部 文化・青少年課	いじめ対策推進室	室長 柴原 哲生 様 主幹 井上 仁志 様 参事 太田 雅之 様 永阪 哲 様 田中 彰人 様
	大津市 教育委員会	児童生徒支援課	
	大津市 議会事務局	議長	
	大津市 議会事務局	議事調査課 調査係	

大津市の概要

人口 342,908人 (H30.6.1現在) 世帯数 147,824世帯

市立学校数 (H30.5.1現在)

小学校 37校 (児童数 1,681人) 中学校 18校 (児童数 8,771人)

1. 大津市のいじめ対策の取り組みについて

大津市のいじめ対策の経緯

平成23年10月、市内の中2男子がいじめを苦に自殺をするという痛ましい事件がおこった。その後、「大津市いじめの防止に関する条例」の施行、いじめ対策室・児童生徒支援課の設置、市長の付属機関としての「大津の子どもをいじめから守る委員会」が設置され、平成25年9月「いじめ防止対策推進法」が施行された。平成26年に第1期、平成29年に第2期「大津市いじめの防止に関する行動計画」がスタート。平成28年1月、「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」、平成30年「大津市いじめに関する重大事態再調査委員会」が市長の付属機関として設置された。

いじめ対策推進室の取り組み

① 行動計画の評価及びモニタリング

有識者やPTA代表等で構成される「大津市いじめ対策推進事業懇話会(4名)」の開催。行動計画モニタリングアンケート結果など踏まえて意見交換を行う。

② インターネット等によるいじめ対策

有識者・関係行政機関・PTA・事業者等による大津市インターネット等によるいじめ対策会議の開催。ネットいじめやトラブルの早期発見・対処のための教員向けマニュアルの作成（平成 30 年度新規事業）。

③ 大津っ子リーダースクール

市内の中学生が主体的にいじめ問題について考え、他校の生徒と交流を深める機会として、各校の取り組みの紹介やワークショップなど 3 日間開催。

④ おおつっこ相談 LINE

平成 29 年 11 月試行期間がスタート。

⑤ 重大事態再調査委員会（平成 30 年度 新規事業）

委員構成 6 名。半数は保護者推薦。設置は再調査の必要があると認められたとき。

⑥ 啓発月間（6 月、10 月）

6 月：庁舎懸垂幕の掲示、おおつっこほっとダイヤルカードの配布など

10 月：「いじめ防止市民フォーラム」の開催

2. LINE を利用したいじめ防止対策事業

① 中学生が嫌なことをされたとき、相談をする割合（平成 29 年度アンケート結果）

誰かに相談した 55.9% 誰にも相談しなかった 39.5% 無回答 4.5%

② 中学生が相談しやすい相談窓口（平成 29 年度アンケート結果）

LINE やチャットで相談できる相談窓口	33.0%
実際に会って相談できる相談窓口	21.7%
電話で相談できる相談窓口	16.9%
手紙で相談できる相談窓口	14.2%
メールで相談できる相談窓口	8.6%
その他	3.6%
無回答	6.9%

③ 10 代のコミュニケーション系メディアの平均利用時間

出典：総務省情報通信政策研究所「平成 28 年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

ソーシャルメディア 58.9%

メール 20.2%

ネット通話 5.7% 電話（携帯＋固定電話） 3.0%

④事業の目的

既存の相談窓口に加え、LINE でもいじめ等に関する相談受付を行うことで、相談窓口の選択肢を増やし、気軽に相談できる環境を整備する。

⑤事業の概要

【実施期間】 平成 29 年度 11 月 1 日～3 月 31 日
平成 30 年度 4 月 1 日～3 月 31 日

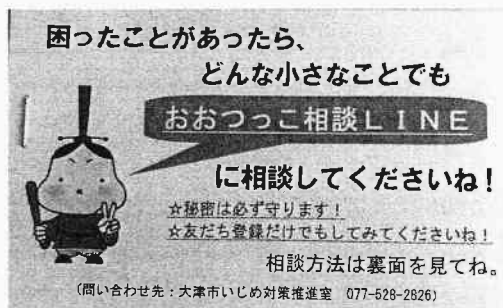
【対象者】 当初は、市内中学校 3 校（約 2,500 人）
平成 29 年 12 月～全市立中学校に順次拡大（約 9,000 人）

【利用アカウント】 LINE@アカウント「おおつっこ相談 LINE」

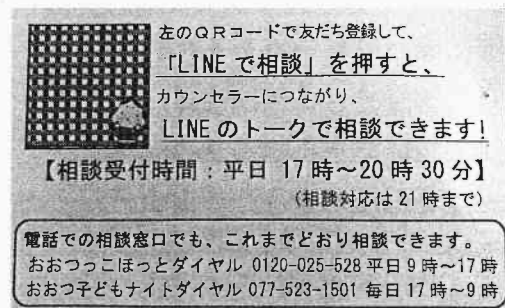
大津市いじめ対策推進室と LINE（株）と協定締結し、同市とトランスコスモス（株）とで委託契約（委託費用年間 1,900 万円、2 人体制）。トランスコスモスでやりとりを管理し、関西カウンセリングセンターとで相談対応の再委託。緊急な対応案件はすぐにいじめ対策推進室担当者に連絡が入ることで情報の共有化を図る。カウンセラーについては、今後 1 人体制にすることで費用の減額も検討している。

⑥周知について

「おおつっこ相談 LINE」の QR コード入りのチラシを配布。保護者にも事業概要についてのプリントを配布。



カード表面



カード裏面

⑦相談対応

平日午後 5 時～午後 9 時（受付 8 時 30 分まで）

（公財）関西カウンセリングセンターのカウンセラーが対応する

※中学生は LINE スマホアプリを使い相談するが、カウンセラーは PC で対応。

相談対応の内容

- ① 傾聴・気持ちの受け止め
- ② 身近な人への相談誘導、適切な相談窓口、関係期間への連絡（希望する場合）
- ⑧ 相談回数

LINE における中学生からの相談回数（平成 29 年 11 月 1 日～30 年 3 月 31 日）
述べ相談件数 67 回 相談者数 37 人 友達登録件数 129 人
傾向として、相談は月曜日が多く、金曜日は少ない。男子より女子が多い。

既存窓口における中学生からの相談回数（平成 28 年度）

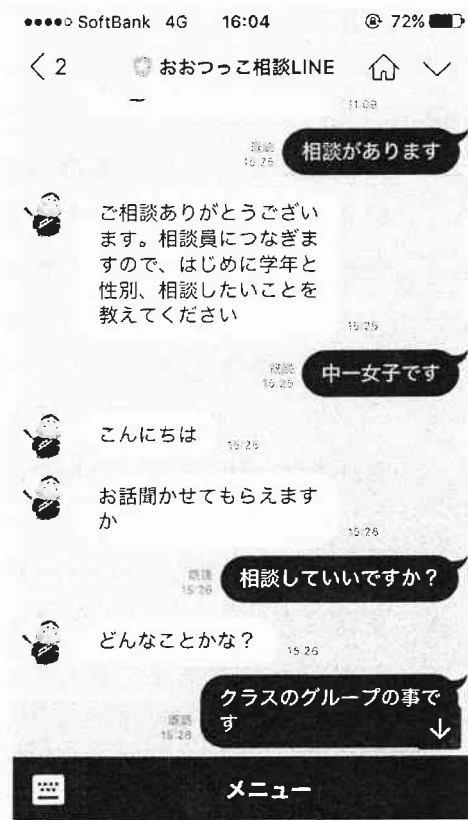
述べ相談件数 65 件 新規相談者数 10 件

※ LINE での相談窓口を開設したことで相談人数が増加している。

⑨ 相談内容

いじめ（疑い含む）11 回
やりとり成立せず 12 回
その他 44 回

いじめ以外に、友人関係や恋愛相談などが多い



おおつつこ相談 LINE の一例

LINE 相談の特徴と位置づけ

- ① 中学生にとっては気軽に相談できる
- ② 早い段階で相談窓口につながっている
- ③ LINE でも様々な心理援助の可能性がある

誰にも相談できなかつた子どもが、相談窓口につながるきっかけとなっている

主な質疑応答

Q 外部委託について

A 委託費用は年間 1900 万円くらい。カウンセラーは 2 人体制。4 月や夏休み明けなどは 3 人体制にしている。通常は 1 人体制を検討している。

Q 命にかかわるような緊急時の対応について

A カウンセラーが対応しているときに気づいた場合、時間内・時間外を問わずいじめ対策推進室に連絡を入れる。その後、そのやりとりを確認し、判断し、緊急連絡先に学校、警察へ連絡するようにして、情報の共有化を行う。

Q 「大津市いじめの防止に関する条例」制定について

A 議会の会派代表者による政策検討会で条例の素案を策定し、17 回検討会を重ね、条例制定に至った。

Q いじめ対策教員について

A 担任教員として非常勤講師を市で雇用し加配をしている。そのため授業は持っているが担任は持っていない教員をいじめ対策教員としている。アンケートの実施や未然防止の取り組みの推進役である。待遇は他の教員と同じ。

Q いじめ対策教員を配置するメリットについて

A ベテランの教員と若手の教員との情報の共有を図ることで問題解決へ向けて抱え込むのではなく、みんなで解決していけるようになったこと。

Q LINE の登録者数、相談件数について

A まだまだ少ない状況である。例えば、登録者数を増やすためのカードのデザインなど子どもの視点に立ったものをつくるようにしていく。



公明党土浦市議団行政視察報告書

報告者 荒井 武

期日 平成 30 年 7 月 10 日～12 日

視察地 大阪市※水都大阪の取り組みについて

西宮市※視覚障害者と健常者がペアとなってサイクリングを楽しむ
取り組みについて

堺市 ※自転車まちづくり推進条例、自転車利用環境計画について

京都市※空き家対策、空き家活用の事例について

大津市※LINE を活用したいじめ相談について

1. 大阪市※水都大阪の取り組みについて

水都大阪 水と光のまちづくり推進会議 産官学共同

[水都大阪コンソーシアム]

水都大阪のめざすもの 2020 年まで、多くのプレイヤーの参画による民間
ビジネスの創出。

将来像 水の回廊を船が行き交い、内外の人々が水辺に集い憩う世界に類を
みない水都の修景。

※取り組みの 3 本柱、水と光の魅力にさらなる「広がり」と「厚み」を創出
多様な水辺関係者とのネットワークで推進。

1.船運 2.水辺・水上観光メニュー、3.プランディング、船運利用者、2016
年実績 86 万人、2020 年度目標 120 万人。

堂島川、土佐堀川、大川、東横堀川、道頓堀川、木津川を利用した水辺空
間の創出。

壮大な計画に圧倒されました現地視察中之島公園は圧巻でした。川を上手
く利用して民間企業も翹翼を担っております。

わが市とは規模が比べ物になりませんが、わが市も近年水辺空間づくりが本
格的に事業化されつつあります。市民と産官学の意見交換の中で素晴らしい
計画が実現に向かっております。大阪市ではこの事業縦割り行政の中で知恵
を出し合い横の行政も大事にしておりました。この点についてはわが市も見
習ことが大事です。アイデアと知恵の勝負が行政を動かす力になります。「事
業のあれもこれも駄目ではなくどうすれば計画が推進できるか」が問われて
いる。

西宮市※視覚障害者と健常者がペアとなってサイクリングを楽しむ取組み
について

特定非営利活動法人兵庫県障害者タンデムサイクリング協会平成 29 年度

活動報告を頂きました。最初に過去の活動

「私たちの活動が始まったのは 22 年前のある日、一人の障害者が呟いた（また自転車に乗りたい）の言葉からでした」。とありました。

※担当者から過去から現在までの説明がありました。二人乗りの自転車は TV では見ましたが実際に見るのは初めてでした。担当者のタンデム車はかなり古いものでしたが、今でも利用している優れた自転車です。それもレース仕様ではなくママチャリの二人乗りで大変びっくり致しました。担当の説明後実際に乗ってみましたが楽に乗れました。このタンデム自転車をわが市でも取り入れたら障害者の方たちは大変に喜ぶと同時に自転車に乗れる楽しみや心の回復に大変役立つと感じております。

堺市 ※自転車まちづくり推進条例、自転車利用環境計画について

堺市 ※自転車まちづくり推進条例、平成 26 年 10 月 1 日施行

「目的」

本市と歴史的にゆかりが深く、環境や健康、災害時の移動手段など多くの利点を持つ自転車を活用するとともに、自転車の安全利用を進めて、安全、安心して快適に楽しく自転車を利用することができるまちづくりを市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくために条例を制定するもの、とあります。

「条例制定の背景」

- 1) 自転車利用のメリットへの注目が高まり自転車利用が増加、環境・健康・移動（特に短距離移動）へのメリット。
- 2) 自転車関連事故の削減
- 3) 自転車関連犯罪の防止
- 4) 「自転車のまち堺」として自転車のまちづくりを推進。

「条例の特色」

- 1) ヘルメット着用の努力義務
- 2) 自転車の点検整備の促進及び保険加入義務
- 3) ひたたくり防止カバーの活用・施錠の徹底
- 4) 事業所に自転車利用促進委員会を設置とあります。

※特に感じたのは、阪神淡路大地震を経験してから自転車の利点活用を見直し施行された条例で「条例の特色」の 4 項目、事業所に自転車利用促進委員会を設置の項目には驚きました。わが市でもこれから自転車利用がますます多くなり、市内の中高生は多く自転車が利用されておりますのでかなり参考になりました。

京都市※空き家対策、空き家活用の事例について

都市計画局 まち再生・創造推進室

提出資料

- 1) 空き家の何が課題なのか？
 - a) 近頃、空き家が多くなったとは思いませんか？
 - b) 最後にお住まいの方が亡くなられてから、空き家が多いそうです。
- 2) 空き家の何が課題なのか
 - a) 空き家があるだけで、防災、防火、防犯、衛生、景観等様々な課題が発生すると言われております。
 - b) 近年では、生活スタイルの変化により、子供が結婚して親と同居することがほぼなくなり、親亡き後の実家が相続されても放置されてしまうことが多い。

「市民からの苦情の主な理由」

- 1) 建物が倒壊しないか（防災面）
- 2) 放火されないか心配（防火面）
- 3) 誰でも出入りでき不用心（防犯面）
- 4) スズメバチやネズミの発生（衛生面）
- 5) 毎日見ていると気が滅入る（景観面）とあります、

※この問題空き家対策については以前から同僚議員や私も一般質問致しました。近年市でも条例が施行されましたが、京都市の説明でもありましたがこれからますます増える傾向にあります。わが市も同様の傾向にあります。条例が施行されても市民の意識改革が必要になります。今後も市民にPRや懇談会等で周知徹底していく必要があります。

大津市※LINEを活用したいじめ相談について

市民部 いじめ対策推進室、及び教育委員会

「目次」

1. いじめ対策の経緯
 - 1) 市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会及び調査報告書
 - 2) 子どものいじめの防止に関する条例
 - 3) いじめの防止に関する行動計画
(地方いじめ防止基本方針)
2. いじめ対策推進体制
3. いじめ対策推進室の取り組み
(平成30年度 主要、新規、拡充事業等)

平成 25 年 4 月 大津市こどものいじめの防止に関する条例施行。

いじめの防止に関する行動計画

基本方針

1. いじめを受けた市内の中学校の生徒が自ら命を絶った事件の反省を忘れないこと
2. こどもの主体性を尊重し、こどもの声を大切にすること
3. 地域社会全体で取り組んでいくこと

※特に LINE 相談の特徴と有効性

- 1) 中学生にとっては気軽に相談できる
- 2) 早い段階で相談をしてくれている
- 3) LINE 相談特有の相談技術が必要 中学生からのニーズは高い。

※大津市の事業は、中学生の痛ましい事件を受けての政策です。生徒にとってはLINEの活用は普段から利用しているアプリとしますので大変有意義な事業と思います。わが市においてもこの事業は必要不可欠な事業です。犠牲者がでない内に対応策が必要です。数年前に取手市でも女生徒が自殺に至りましたので対岸の火事と思わずにわが市でも活用されるように取り組んで行きたいと思えます。

視察報告書

報告者：福田 一夫

期 日：平成 30 年 7 月 10～12 日

視察地：大阪市・西宮市・堺市・京都市・大津市

水都大阪の取り組みについて

日 時：7月10日

視察地：大阪市役所

かねてから、水の都と呼ばれていた大阪を再生し、成長させようとする基本コンセプトで平成16年よりスタートした事業。川と堀を利用した舟運と水辺水上観光をプラスし水と光のまちをイメージ発信するものでメディア等を通じ効果的に大阪をPRした。毎年中之島を会場としてイベントを開催し多くの人を集めている。指標は舟運利用者で2016年の実績として86万人を記録し2020年度の目標は100万人としている。

〈所感〉

2001年に計画が採択された当時は、社会的に不況の時期であり、大阪を何とか再生しようとする大阪財界をはじめとして官民の多くの意思が終結したものと思われる。視察時は、大変に暑い日であったが土佐堀りの北側の何か所かのサロンには多くの人が集まっていた。

水都の魅力を体験する小学生の無料招待のクルーズや留学生による水辺の魅力発見・SNSによる発信などでPR活動にも力を入れていることも大きな意味での観光を商品とした企画であると思われる。

今後は「水の都」をひとつの売りとして全国からの集客が可能であると見込まれ外国からの観光客の増加も含めて大阪を象徴する事業として発展していくものと感じた。

視覚障がい者と健常者がペアとなって サイクリングを楽しむ取り組みについて

日 時：7月10日
視 察 地：兵庫県西宮市

視覚障害の方の「また自転車に乗りたい」との望みからスタートした活動で、二人乗り自転車によるサイクリングを楽しもうという活動である。毎年タンDEM自転車という二人乗り自転車で視覚障がいの方にもサイクリングをたのしんでもらうという活動は、一般道を走れるように県条例をも変え、大きく全国的に発展している。

〈所感〉

タンDEM自転車というまた一般的には知られていない自転車で視覚に障害のある方にもサイクリングを楽しんでもらうという活動はノーマライゼーションの意味からもたいへん意義のあるものと思われる。

兵庫県条例をも変えてタンDEM自転車の普及に取り組んだ過程には関係した方々の大きな努力の結果であると推察される。

実際にタンDEM自転車に乗ったが、当初は違和感があったがすぐに解消され見たよりも安全な乗り物であると感じた。

今後は全国的に普及するものと思われ各県における柔軟な対応が期待される場所である。

自転車まちづくり推進条例について、 自転車利用環境計画について

日 時：7月11日
視察地：大阪府堺市

持続可能な環境共生都市を実現し、まちの魅力向上と賑わいと交流のまちづくりを自転車を活用し実現しようとしているのが堺市の試みである。自転車を利用しやすいまちが基本的な理念であり市民が自転車を大切に扱い、市民、事業者及び行政が協働して、交通ルールを守りマナーの向上を図るとともに、安全で安心して、楽しく利用することができる自転車のまちづくりをめざすものである。

〈所感〉

堺市という大きな工業都市であり、世界的な自転車部品メーカーもあり官民一体となったまちづくりの試みである。背景には世界的な事業者の存在が大きなものを占めていると思われる。

自転車専用レーンの整備により、車の違法駐車が減少するという予想外の効果があらわれたことも興味深い。

自転車通行環境の整備には、警察とのすり合わせをはじめとして、各方面との話し合いが必要であったものと推察される。また、道路環境の整備など、かなりの予算も伴うものであり、大きな自治体ならではのものと思われた。

歴史的に多くの史跡があり、それらを自転車でまわることは、歴史マニアにとっても魅力的であり、観光面でもアピールできるものであると思われる。

空き家対策について 空き家活用の事例について

日時：7月11日

視察地：京都市

この事業は、空き家の増加が防災上、防犯上又は、生活環境や景観の保全に多くの問題を生じさせ、地域コミュニティの活力を低下させる原因の一つになっていることから、その発生の予防、活用及び適正な管理並びに跡地の活用などを総合的に推進しまちづくりの促進や景観の保全に寄与することを条例をもって定めたものである。

〈所感〉

世界的にも歴史的にも古い観光都市京都においても、空き家問題が大きくなっていることに、改めて驚きを感じた。今後増々全国的な問題となっていくことは、容易に推察できるが、土浦市にとっても今以上の政策的な課題となっていくと思われる。

事業化するにあたって京都の町屋における地域コミュニティの存在が重要であると思われる。京都ならではの代々と続くコミュニティがこの事業の骨格をなしていると感じた。

また「地域の空き家相談員」が設置されているが、ボランティアとしての相談員がすぐに設置できたことも京都ならではのと思われる。

各条例には景観の安全がうたわれているが、京都という街を愛する市民の感情の発露が感じられる。

LINE を活用したいじめ相談について

日時：7月12日

視察地：大津市

これは平成 23 年に発生した大津市立中学校におけるいじめ自殺事件を教訓として二度と同様な事件を発生させないため事業化されたものである。

〈所感〉

いじめによる自殺事件の対応に関して、大津市はマスコミによる激しい非難を受けた。それは全国的に注目され、大津市にとっても大きなマイナスイメージとなったことは記憶に新しい。

その後の対策として、市当局をはじめとして議会、市民の対応は早いものがあっただと思われる。

第三者委員会の設置、子どものいじめ防止に関する条例、行動計画への策定など、再発させないという意気込みを感じた。

いじめ対策が教育委員会と市民部という二本立てで行われていることもその意志を表していることであろうと感じられる。

ただ、予想したよりも LINE による相談の数が少なかったのは事件後の市の努力の結果といえるかもしれない。

いずれにしても、おおきな批判を受けた大津市にとって、事件を二度と起こさないという強い意志を感じる。

【 所 感 】

吉田 千鶴子

1. 大阪市：水都大阪の取り組みについて

・2001年に「水都大阪の再生」が国の都市再生プロジェクトに採択されて以来、ハード整備（遊歩道・船着場整備・橋梁や護岸のライトアップ）、ソフト事業（規制緩和による河川空間でのにぎわい拠点の創出・水都大阪2009や水都大阪フェス等）を展開し、水都に相応しい水辺を活用した魅力づくりを推進。

・大阪市都心部に流れる川「ロの字」からなる水の回廊を有するまちの特徴を活かし、府民・市民・観光客が、水辺で食、イベント、景観等を年間通じて楽しめる。また、中之島、大阪城、道頓堀など大阪を代表する観光スポットをクルーズ船で巡ることができる、「水都大阪」を目指して、ハード・ソフトの整備を推進。

・民間事業が展開する、「北浜テラス」は、私ども視察時は、昼食時テラスで食事を楽しむ姿が多く見られ、水辺と親しみながらの食事風景は、市民や観光客も魅力的に感じる場所となっている。

・「水都大阪」を目指して長期計画に基づき府市経済界、民間組織が力を合わせ取り組んでいる事業。

○霞ヶ浦を抱える本市としては、水辺に親しめる空間を創出すべく取り組んでおられますが、さらに魅力を高め発展していくために大いに参考となる事業であると考えます。

2. 西宮市：視覚障がい者と健常者がペアとなってサイクリングを楽しむ取り組みについて

・視覚障がいがある方は、自転車で風を感じながら走るタンデム自転車の魅力に大いに喜ばれている。

・その他のタンデム自転車の活用として

① ご主人やご家族の駅までの送り迎えに使用されている。環境に配慮した乗り物となっています。

② 婚活の際、タンデム自転車に乗ることで相手の性格が早くわかり、とてもいい婚活となると思う。

○以上の観点から本市でもタンデム自転車の活用を図ってはと考える。

3.堺市：自転車まちづくり推進条例について、自転車利用環境計画について

・「自転車のまち 堺」の由来は、古墳時代まで遡る。仁徳天皇陵古墳築造にあたり、鉄製品加工の技術者が堺に集まる。

さらに、自治都市として繁栄していた中世に、鉄砲が種子島に入ってくると、当時の戦国武将たちは、鉄砲をこぞって求めるようになり、堺では商人が鉄砲の製造技術を学び、鍛冶職人に鉄砲を大量に作らせてきたことにより、鉄砲の一大産地となる。

また、「堺の包丁」、そして明治になると鉄砲鍛冶の技術が活かされるようになり「堺に多くの自転車部品を製造する事業所が集積」。

戦後、高度成長期での自転車の需要の急速な増加に伴い、「堺は、名実ともに自転車産業のまちとして世界に名を馳せた。」

・そうした背景のもと、建設局 自転車まちづくり部 自転車企画推進課
自転車環境整備課 自転車対策事務所 36名(部長1名+3課(所)人員)
を立ち上げ、堺市の特色として、「平成25年6月堺市自転車利用計画」策定
(こんなまちにして行きたいということから計画が先となる。)

「平成26年6月堺市自転車のまちづくり推進条例」制定。

○堺市は、建設局 自転車まちづくり部を設け、計画・条例制定に基づき自転車のまちづくりの先進地であり、本市自転車のまちづくりに大いに参考となると考える。

4.京都市：空き家対策について、空き家活用の事例について

・京都市は、空き家の適正管理だけでなく「空き家の発生の予防」「空き家の活用」「跡地の活用」を総合的に推進する「京都市空き家の活用、適正管理に関する条例」を平成25年12月に制定し平成26年4月に施行。

・基本理念の中の「空き家は、地域コミュニティの有用な資源」では、高齢者の居場所づくり等が考えられる。また、「空き家の発生予防、活用等は、地域コミュニティの活性化を図るという観点から取り組む」では、例えば、山間地域等それぞれの地域の特性を生かしていくとしている。

<京都市の現在の取り組みは>

・司法書士等と連携し「空き家化の予防」をテーマとした説明会(おしかけ講座)の開催

・「地域の空き家相談員」(不動産鑑定士)の設置や活用方法等のアドバイス

を行う専門家（建築士等）の派遣

- ・密集市街地において、跡地を地域の防災性向上に役立てる支援制度の創設
例えば、防災公園にする等。

- ・空き家化の予防の意識啓発では、「固定資産税納税通知に併せた啓発文書送付」は、遠方に住んでいる方は、市がどのような支援をしてくれるのかわからない。

○こうした空き家の予防や活用事例は、本市においても参考になるものと考える。

5.大津市：ラインを活用したいじめ相談について

- ・大津市は、アンケートの調査結果等を踏まえ、既存の相談窓口に加え、LINEでもいじめ等に関する相談を行うことで、相談窓口の選択肢を増やし、気軽に相談できる環境を整備。

- ・LINE 相談の特徴と位置づけでは、「中学生にとっては、気軽に相談ができ、早い段階相談につながっている。LINE でも様々な心理援助の可能性はある。」とし、誰にも相談できなかった子どもが、相談窓口につながるきっかけとなる窓口である。

○本市でもいじめ対策の一つとして活用されることを願います。

以上

【平石所感】

① 水都大阪の取り組みについて

「水都大阪」とは、遠い記憶となってしまった「水の都」として大阪を復活させようというプロジェクト。大阪府、大阪市など行政と経済団体と企業が実行委員会をつくり、水辺を活かした空間づくり、イベントなど水に囲まれた特徴を活かした活性化のきっかけとして様々な取り組みを進めている。河川使用の規制緩和により、水辺に面したレストランやカフェなども多く存在し、昼食時には多くの利用者で賑わっていた。現在、新潟市での「信濃川やすらぎ堤」など、国交省が推進する「ミズベリング」の一環として、市民や企業、行政が一体となり、水辺空間でのにぎわい創出の動きが全国で広がっている。渋谷区などでも規制緩和を利用し、実証実験を行っている。本市においても霞ヶ浦や桜川など水辺を活かしたまちづくりを進めていくうえでとても参考になった。

② 視覚障がい者と健常者がペアとなってサイクリングを楽しむ取り組みについて

横井副理事長からタンDEM自転車の操作のレクチャーを受けてから、同協会の所有するタンDEM自転車を実際に試乗させてもらった。安全面に関して危惧していたが、前後のペダルが連携していることから、思ったよりも簡単に漕ぐことができ、ブレーキをかけるときちゃんと止まり、安全面に関して問題はなく、サイクリングロードであれば、より安全に楽しくサイクリングをすることが可能であると考えている。現在、一般公道での走行が可能なのは、20府県（2018年6月現在）であるが、2020年パラリンピックに向けて全国的にも解禁が進むことが予想される。

本市においても、今後、障がい者を含め、誰もがサイクリングを楽しめるまち土浦を目指すためにも、タンDEM自転車の解禁・導入を進めていきたい。

③ 自転車まちづくり推進条例について、自転車利用環境計画について

全国的に、自転車にかかる条例の先進事例において、「安全利用」や「放置自転車」のための条例はあるが、つかう（利用促進）・はしる（通行環境）ことを定め、自転車をまちづくりに活用するための条例は例がないといえる。このような先進事例を参考にし、本市においても自転車の交通ルールとマナーがきちんと守られ、自転車事故を減らすことを目標として、全市民が協力し、歩行者、自転車、自動車などの運転者がお互いの立場を思いやる気持ちを基本に、それぞれの責任を自覚して、共に道路を安全・快適に利用するための「自転車マナー先進市」を目指す条例は必要であると考えている。

④ 空き家対策について、空き家の活用事例について

本市においても管理不全の空き家に対する条例は施行されているが、空き家を未然に防いでいくための取り組みや活用などはまだであることから京都市における空き家相談員など空き家対策の取り組みは非常に参考になった。

担当者の方もお話していたが、これからは空き家対策だけでなく、高齢者対策や仕事を増やすなど総合的に空き家対策を進めていくことが必要である。また、学生に格安で空き家を提供し、住んでいただいて管理してもらう代わりに、自治会の加入を必須条件とし、自治会活動にも積極的に参加してもらうということも良いアイデアであるといえる。

⑤ LINE を活用したいじめ相談について

いまだに、ネットや SNS はネガティブな意見もあるが、大津市の取り組みを伺い、相談件数が増加していることから LINE を活用した相談窓口を設置し、相談窓口を広げることは非常に有効であると考えます。外部委託費用のことや相談体制など課題は多いと言えるが、これからは LINE を活用した相談窓口を全国的に拡大している流れからも本市においてもぜひ、導入してほしいと考える。